

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

保護命令関係

- * 1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることができないか
- * 2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることはできないか
- * 3 保護命令の対象を親族等に拡大できないか
- * 4 緊急保護命令の創設
- 5 被害者の実情による退去命令期間の設定
- 6 接近禁止命令の延長
- 7 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知
- 8 保護命令申立費用の減免制度の創設

被害者の保護・自立支援関係

- 1 自立支援の充実等
- 2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化
- 3 広域対応
- 4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護
- 5 警察等の積極的な介入・対応
- 6 子どもに対する支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センター等関係

- 1 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持ってないか
- 2 婦人相談所の体制等
- 3 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

民間の団体に対する援助・連携関係

- 1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用促進を含む）
- 2 民間の団体との連携

加害者に対する対策関係

- * 1 加害者更生
- 2 その他の加害者に対する対策（予防啓発、退去命令後、面接権の制限）
- 3 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進（実務面・制度面、刑罰の多様化の検討との関係等）

関係法・制度間の連携関係

- * 1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携
- 2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し

その他

- 1 研修の充実及び人材の養成
- 2 広報の充実
- 3 売春防止法と配偶者暴力防止対策との関係の整理
- * 4 被害者としての子どもの位置付け及び子どもに対する影響（長期的な影響も含む）

(注) *印は、前回報告書(「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月))で取り上げた中期的課題又は長期的課題。

配偶者暴力防止法及び関連する施策 に関する課題

保護命令関係

- 1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加える
ことができないか

前回報告書

現状と課題

被害者が更なる配偶者からの身体的暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことが保護命令申立ての要件となっている。

配偶者暴力防止法の大きな柱の1つである保護命令が、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑罰で担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にする必要性があることから、外延が不明確である精神的暴力については、保護命令の対象である暴力に含まないこととされている。

検討の方向性

刑法第222条に規定される脅迫のうち、生命又は身体に対し害を加える旨を告知して人を脅迫する行為については、保護命令の対象である暴力に含めることを検討していく必要がある。

身体的暴力は振るわれていない又は振るわれているが回数は少ない場合であっても、将来、生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫が行われる場合、被害者が感じる恐怖感は大い。配偶者からの暴力の問題を考える際には、こうした被害者の恐怖感の払拭に十分配慮する必要がある。

また、生命、身体に害を加える旨の脅迫は、通常、暴行、傷害と密接に関連して行われることが多く、暴行、傷害のみを切り離して対象とすることは配偶者間の暴力の本質を見誤ることになりかねない。

さらに、精神的暴力は、その外延が不明確と言われるが、脅迫罪は、その要件が刑法で規定されており、範囲は明確であるといえる。

専門調査会での意見

脅迫行為を保護命令の対象とすることで、加害者に自らの行為を暴力と認識させる効果もあるのではないか。

現在の状況

- 1 保護命令制度については、ある者が将来的に他の者を害する恐れを司法機関が判断し、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する我が国の現行法制上特別

の制度であることを考慮すると、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に発せられるものとするのが相当と考えています。

また、保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要ですが、精神的暴力についてはその外延が不明確にならざるを得ません。

したがって、精神的暴力を保護命令の対象とすることについては、慎重に検討する必要があります。

- 2 また、精神的暴力一般はもとより、仮に脅迫行為に限定するとしても、現行法の保護命令の発令の要件である「配偶者からの身体に対する暴力を受けたこと」を前提とせず、裁判所に配偶者からの暴力による被害者の生命・身体への危害発生のおそれに関する判断を要求することは、裁判所による適正かつ迅速な判断を制度的に保障した保護命令制度の趣旨を没却することになりかねないので、慎重に検討する必要があります。

(法務省)

2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることはできないか

前回報告書

現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることであり、電話、ファックス、手紙、メール等、直接、被害者の身体に接触しない行為は禁止されていない。

そのため、接近禁止命令が発令されても、電話、ファックス、手紙、メール等については禁止されないことから、被害者は、加害者からのこうした行為により、多大なる恐怖を味わいながら生活をするという状況にある。

検討の方向性

通常、電話、ファックス、手紙、メール等による加害者からの接触により、被害者は多大な恐怖を感じている。また、脅迫行為は電話等によって行うことも可能であり、これを禁止する必要もある。

他法を参照すると、ストーカー規制法は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生の防止」及び「国民の生活の安全と平穩に資すること」をその目的とし、加害者からの電話及びファックスも規制の対象としている。

保護命令制度とストーカー規制法の禁止命令制度は、将来の危害防止のため、公

的機関が一定の義務を課す命令を発し、その命令を刑罰によって担保する点で共通性もあるが、加害者に住居から退去させることを内容とする命令まで発することから、行政機関ではなく司法機関の判断が適当とされたものである。

そうであれば、接近禁止命令については、ストーカー規制法による規制と同様に考えることは可能であり、保護命令の趣旨に、「被害者の生活の安全と平穩に資すること」を加え、電話、ファックス、手紙、メール等による接触を禁止することも考えられる。ただし、これは、生命や身体に対する危害の防止を対象としている現行の保護命令制度の趣旨を大きく変更するものであることにも留意しなければならない。

専門調査会での意見

電話等による接触について、ストーカー規制法により対応できる場合があったとしても、被害者の利便性に配慮し、制度の一本化を図るという観点から、配偶者暴力防止法においても対象とすべきではないか。

現在の状況

- 1 保護命令制度は、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度であるところ、電話等による接触は、典型的に被害者の生命又は身体に危害を生じさせるものではないので、これを保護命令対象とすることについては、慎重に検討する必要があります。
- 2 電話等による接触は、どのような事実関係であるかによるものの、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条に規定する「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること」や「拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること」に該当する場合には、同法における警告、禁止命令等による規制の対象となり得るところであり、同法により積極的に対応していくべきものであると考えています。

(法務省)

3 保護命令の対象を親族等に拡大できないか

前回の報告書

現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者本人へのつきまとい等であり、被害者の親族等(被害者の直系又は同居の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者)に対するつきまとい等は禁止されていない。

保護命令制度の趣旨は、更なる暴力により被害者の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止することとされており、直ちに被害者の生命又は身体への危害のおそれを増大させるものではない親族等への接触は禁止されていない。

検討の方向性

接近禁止命令により保護する対象に親族等を加えることを検討していく必要がある。

被害者が加害者の元から逃げた場合であっても、加害者が被害者の行方を追って被害者の実家等に押し掛けると、親族等へ被害が及ぶことを恐れて、結果的に、加害者の元に戻らざるを得ない、又はこうした事態を考え、加害者の元から逃げることがためられるといった事態が考えられる。

こうした加害者の行為は、被害者に対する接近禁止命令の趣旨を減殺するものであり、親族等を危険にさらすことにもなるため、何らかの方法で、加害者による親族等への接触を禁止することが必要である。

なお、親族等の保護については、ストーカー規制法により、安全を確保することも可能と考えられるので、その活用も図るべきである。

現在の状況

- 1 接近禁止の対象を親族等に拡大した場合、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するとの保護命令制度の趣旨に照らして、対象者の範囲が広範になりすぎないかという問題があります。
- 2 配偶者がそれらの者にストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等をするような場合は、同法における警告、禁止命令等による規制の対象となり得るところであり、同法により積極的に対応していくべきものであると考えています。

(法務省)

4 緊急保護命令の創設

前回報告書

現行の保護命令制度は、迅速な裁判に資するよう、支援センター又は警察からの書面提出の制度等が規定されているが、平均して発令までに10日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかない。諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度の導入についても、更に検討する必要がある。

現在の状況

現行法の下においても、被害者が、更なる配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが明白な場合で、被害者の安全を確保するには審尋等の期日を開いているいとまがない等、「その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情」があるときは、審尋等を経ないで命令を発することが可能です（法第14条第1項ただし書）。

すなわち、実務上、保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、その時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、前記のような緊急の事情が認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその効力を発生させることも十分に想定されるところであり、緊急保護命令の制度を別途、創設する必要性は乏しいものと考えています。（法務省）

5 被害者の実情による退去命令期間の設定

配偶者暴力防止法では、退去命令期間は命令の効力が生じた日から起算して二月間とされている（法第10条第1項第2号）。しかし、被害者の実情等によっては、退去命令期間を二月間より短期とするなど、柔軟に設定できるようにした方が、退去命令制度を活用しやすくなり、被害者の保護に資するといえるのではないかと。

現在の状況

保護命令については、簡易かつ迅速な発令が要請されており、この要請を制度的に担保するため、その命令の期間は、一律とされたものです。

退去命令について、裁判官がケースごとに被害者の実情に応じた必要な期間を判断して期間を設定するものとするとは、迅速な発令を困難にするおそれがあり、慎重に検討する必要があります。（法務省）

6 接近禁止命令の延長

配偶者暴力防止法では、接近禁止命令の期間は命令の効力が生じた日から起算して六月間とされ（法第10条第1項第1号）、また、既に保護命令の発令を得た被害者が再度の申立をすることも想定されている。しかし、当初の保護命令期間中に特段の事情が生じなければ、再度の保護命令が認められることが困難な事例も多く、被害者の保護の観点から、事案によっては、当初から六月間を越える長期間の接近禁止命令を認めるべきではないかと。

現在の状況

接近禁止命令の期間が6か月とされているのは、保護命令の申立ての理由となった状況が鎮まるまでの期間として少なくとも6か月が必要と考えられることによるものであり、また、再度の申立ても可能であることに照らせば、この期間を延長することについては、その点を見直すべき実情があるかどうかに関して慎重に検討する必要があります。（法務省）

7 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知

配偶者からの暴力を受けた被害者を安全かつ適正に処遇するためには、加害者の動向を配偶者暴力相談支援センターが的確に把握する必要があることに加え、被害者自身が配偶者暴力相談支援センターに連絡をとれる状況にあるとは限らないことも考慮すると、配偶者暴力相談支援センターに対しても、警察と同様に、裁判所から保護命令の発令に係る通知がなされるようにすべきではないか。

現在の状況

現行法では、裁判所は保護命令を発したときは、申立人の住所等を管轄する警察に通知することとされていますが（法第15条第3項）、この制度は、裁判所が警察に対して直接通知することによって、警察に対し、その管轄区域内に保護すべき被害者（申立人）が存することを了知させるためのものであり、被害者（申立人）の保護を図るほか、刑罰によって担保される保護命令の実効性を確保するという観点から、必要かつ合理的なものであると考えられます。

これに対して、配偶者暴力相談支援センターに対する裁判所の通知については、保護命令が申立人に告知され、申立人から同センターに対して連絡をとることも可能であることを踏まえると、かかる制度を設けることに十分な必要性、合理性があるかについては、慎重に検討する必要があります。（法務省）

8 保護命令申立費用の減免制度の創設

婦人相談所等の一時保護期間中に保護命令の申立てを行う場合、緊急避難的に保護を求めてきた場合等では金銭を所持していない被害者もいる。こうした場合に対処するため、保護命令を申立てする場合の申立費用の減免制度を創設すべきではないか。

現在の状況

保護命令の申立人が、保護命令の申立てに伴って納付すべき費用を支払う資力がいない場合、裁判所の訴訟上の救助の決定を得て、費用の支払の猶予を受けることができます（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第21条、民事訴訟法第82条第1項、第83条第1項第1号）。支払を猶予された費用は、後に保護命令が発令され、費用を相手方の負担とする裁判がされた場合には、相手方から直接取り立てることができるので、申立人はこれを負担することはありません（民事訴訟法第85条）。

したがって、保護命令申立費用の減免制度を創設する必要性はないと考えています。（法務省）

被害者の保護・自立支援関係

1 自立支援の充実等

1 配偶者から暴力を受けた被害者の自立支援のため、次のような点について、被害者のニーズに合致したきめ細かい対応ができないか。

- ・住宅設定、施設入所のための診断書の費用や緊急時の医療費の確保等
- ・住宅の就労先確保における公的身元保証制度の創設
- ・医療・メンタル・法・行政手続き、生活支援・生活・連携等（例えば期間を定めた心理カウンセリングの無料チケット制度など）
- ・相談から自立までの全体を自分で納得し、選択できるような情報提供や個別支援ネットワーク体制

また、配偶者からの暴力を受けた被害者の自立支援のための取組が、地方公共団体によって取組に大きな差が生じないようにできないか。

- 2 健康保険における「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書」の取扱いにおいて、支援者側の安全にも配慮した取扱いにできないか。本人以外は住民票を取れないようなしくみに変えることはできないか。
- 3 男性の被害者への対応の体制作りを支援すべきではないか。

現在の状況

- 1 厚生労働省においては、被害者の保護や自立支援を図るため、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設等を退所する被害者等が、親族がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借の際に影響を受けることがないように、身元保証人を確保するための事業の創設について、平成19年度予算要求をしているところです。（厚生労働省）
- 2 被害者のこころのケア対策としては、精神保健福祉センター、保健所において、

被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健に関する相談支援を無料でっており、また、精神保健福祉業務に従事する医師等を対象としたPTSD対策専門研修会において、配偶者からの暴力に関するカリキュラムを実施し、心のケア対策に関する資質の向上を図っています。（厚生労働省）

- 3 また、配偶者からの暴力の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制度を不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、住民基本台帳事務処理要領に基づき、被害者から申出があった場合に、加害者からの住民票の写しの請求は不当な目的があるものとして拒否するなどの支援措置が、全国の市町村において講じられています。（総務省）
- 4 健康保険における配偶者からの暴力を受けている被害者を、その配偶者の被扶養者から外す際の取扱いについては、被害者保護の観点から、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等が配偶者等に知られることのないような配慮措置を講じているところです。（厚生労働省）
- 5 内閣府においては、被害者が自立して生活することを促進するために必要な支援策や支援体制を検討することを目的として、現在、被害者のニーズ等を把握するアンケート調査を関係団体の協力を得て実施しているところです。（内閣府）
- 6 男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができますが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましいと考えています。（内閣府・厚生労働省）
- 7 今後とも、配偶者暴力相談支援センターによる関係機関との連絡調整の徹底を図るなど、被害者に対する自立支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化

被害者に対する自立支援の現状において、関係機関の連携が不十分なことにより、更なる被害（二次的被害）が発生したり、職員同士の経験が共有されず、蓄積されないままになっていたり、被害者一人ひとりの状況を踏まえた支援ができなかったりするなど、問題点が指摘されているところである。

被害者が自立した生活をするためには、様々な資源を使わなくてはならないが、そうした自立に向けての資源を使う際の調整機能を充実できないか。また、連絡協議会の設置等により、被害者支援の総合的なシステムを構築する必要があるのはいか。

現在の状況

- 1 被害者の保護及び自立支援を図るためには、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携・協力しつつ取り組むことが必要です。
- 2 具体的な連携・協力の強化の方法として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下では「基本方針」という）においては、「配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる」とするとともに、配偶者暴力相談支援センターにおいては、「相談に来た被害者について、個別に関係機関と連絡をとり、自立支援のために必要な措置が適切に行われるよう調整を行うことが望ましい」としているところです。（内閣府）
- 3 厚生労働省においては、被害者の保護・支援について、相談の受付、保護、自立支援等に関わる様々な関係機関相互の共通認識及び総合調整が必要不可欠であることから、婦人相談所を中心に都道府県域の関係機関のネットワーク整備に必要な費用（連絡会議や事例検討会議の開催、事例集や各関係機関の情報を掲載したパンフレットの作成等）について予算措置しています。婦人相談所においては、相談や一時保護を行った被害者を対象に、その自立を支援するに当たり、地域における支援が確実に受けられるよう、福祉事務所等地域の支援機関との連絡調整を行っています。また、被害者に対して直接支援する関係機関の職員が、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性に関する理解を深めるための専門研修を行う費用について予算措置し、各都道府県における連携・協力の強化を図っています。（厚生労働省）
- 4 各地方公共団体において、本基本方針に即しつつ、地域の実情に応じた最も適切な方法により、その強化が図られることが望ましいと考えております。

3 広域対応

配偶者の暴力に関する事案においては、加害者の追跡が激しく当該都道府県では被害者の安全が図れないと判断される場合もしくは他の都道府県の母子生活支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合など、被害者本人の希望のもとに、管轄外の施設を利用する場合がある。そのような場合に、生活保護に係る費用の負担等について、各都道府県で取扱いが異なること等から、都道府県間の

調整に時間を要し、被害者の保護が迅速に行われない事案が生じているので、広域対応のための全国統一のルールを整備する必要があるのではないかと。

現在の状況

- 1 国としては、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下では「配偶者暴力防止法」という）に基づき、基本方針を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示しているところです。
- 2 厚生労働省においては、夫等からの追跡から被害者の安全を確保するため、他の都道府県の婦人相談所等に移送するために必要な旅費等について予算措置しています。また、平成16年12月28日付け雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」において、加害者の追跡が激しく当該都道府県では被害者の安全が図れないと判断される場合もしくは他の都道府県の母子生活支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合など、被害者本人の希望のもとに、管轄外の施設を利用する際の広域的な対応について、実施責任及び費用負担のあり方について示しています。（厚生労働省）
- 3 また、内閣府においては、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場に対する十分な理解をした上での適切な対応を職務関係者に徹底するため、相談の手引きの作成・配布やホームページを通じた法律、制度等に関する情報提供、配偶者暴力の相談担当者等を対象とする支援セミナーの開催、弁護士や心理カウンセラー等からなるアドバイザー派遣事業の実施等を行っているところです。（内閣府）
- 4 今後とも、全国において施策が適切に推進されるよう努めるとともに、地域における施策の実施状況についての調査も実施してまいりたいと考えています。

4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護

- 1 外国人である被害者の審尋での通訳の雇上げ或いは申立書作成に当たっての申立内容の日本語への翻訳について、経費負担の軽減と翻訳等の手続の簡素化のための施策を実施する必要があるのではないかと。また、外国人である被害者の保護において通訳の手当ができないか。
- 2 高齢者、障害者等の特性に合わせた一時保護施設の整備を支援する必要があるのではないかと。
- 3 加害者が在留資格取得や更新に協力しないこと等によって、被害者が在留資格

を有していない事案もあり、そうした被害者の保護の観点から、職務関係者は、「在留資格を問わず」、その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しなければならないことを法律上明確した方がいいのではないかと。

現在の状況

- 1 内閣府では、外国人である被害者を支援するため、ホームページにおいて、配偶者からの暴力被害者支援に関するパンフレットを7か国語（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ロシア語）で掲載しています。また、障害者である被害者の保護に関しては、点字資料をホームページに掲載している他、手引やホームページを通じて、障害者である被害者への対応の際の留意事項を周知することにより、適切な対応の徹底を図っています。加えて、高齢者である被害者の保護に関しては、手引を通じて高齢者である被害者への対応の際の留意事項を周知することにより、適切な対応の徹底を図っています。（内閣府）
- 2 厚生労働省においては、増加している配偶者暴力の被害者を含む外国人女性の一時保護に適切に対応するため、婦人相談所に対し、被害者の母国語通訳に必要な費用等について予算措置しています。（厚生労働省）
- 3 また、高齢者、障害者等の特性に合わせた施設整備を支援するため、婦人相談所一時保護所、一時保護委託先となる母子生活支援施設や婦人保護施設については、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設として、新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費について、その一部を補助しています。（厚生労働省）
- 4 配偶者暴力防止法は、障害者である被害者や、在留資格の有無等を問わず外国人である被害者等も当然その対象としており、職務関係者がこうした被害者の人権をも尊重しなければならないことはいうまでもないところですが、その点が必ずしも十分徹底されていないとの指摘もあったことから、平成16年5月の改正により、第23条第1項において「被害者の国籍、障害の有無等を問わず」と確認的に明記されたものです。したがって、同項の解釈として、被害者の在留資格の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことも明らかであると解されるので、あえて「在留資格」を明記する必要はないと考えています。（法務省）
- 5 配偶者からの暴力を理由とする別居又は離婚の状況にある外国人女性から在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請がなされた場合においては、当該女性が置かれている具体的状況を総合的に考慮して、在留資格の判断を適切に行うこととしています。今後も、人道面に十分配慮した取扱いを行ってまいりたいと考えています。（法務省）
- 6 入国管理局では、外国人が、入国・在留関係諸手続などについて気軽に相談できる窓口として、全ての地方入国管理局及び支局に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置し、又は相談員の配置を行い、外国語での相談への対応及び案内

- を行っているところであり、平成17年度には、新たに新宿地区にある東京健康プラザ「ハイジア」内にも相談窓口新宿外国人センターを設置しました。（法務省）
- 7 外国人が裁判所において保護命令を申し立てる場合、申立人である外国人は、一般的には、日本での生活を通じて日常会話程度の日本語を理解しており、職員が、平易な日本語で説明するなど、適切な援助をするよう努めているものと聞いています。（法務省）
 - 8 今後とも各被害者のニーズに応じた適切な対応の徹底を図ってまいりたいと考えています。

5 警察等の積極的な介入・対応

- 1 諸外国では、警察による積極的な介入策、さらにはその義務的対応策というものを法律に明文化しているところもあり、そうした法的なしくみを導入することについて、検討する必要があるのではないかと。
- 2 配偶者暴力防止法においては、医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報する場合においては、被害者の意思を尊重するよう努めるものとされている（法第6条第2項）。しかし、被害者の保護の観点から医師その他の医療関係者からの通報を義務付けるべきではないかと。

現在の状況

- 1 警察が相談の受理等を通じて配偶者からの暴力事案を把握した場合には、まず加害者について、被害者の意思を踏まえた上で、刑法その他の法令違反に当たる場合には、それら法令を的確に適用して検挙するほか、そうでない場合にも、以後の暴力を防止するため指導警告を行うなど、必要な措置を講じているところです。（警察庁）
- 2 また、被害者に対しても、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置を指導・教示するほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を紹介するとともに、それら関係機関に円滑に引き継ぎ、更には、保護命令制度や住民基本台帳閲覧制限制度の存在や、その具体的な利用の方法について教示するなど、配偶者からの暴力による更なる被害の発生を防止し、被害者を支援するために必要な措置を講じているところです。（警察庁）
- 3 また、医師その他の医療関係者からの通報を義務づけることについては、義務化の対象となる行為の範囲の特定が難しく、また、被害者の意思を尊重した上で行う

必要があることに鑑みれば困難であると考えています。(厚生労働省)

6 子どもに対する支援体制の充実

被害者の子への接近禁止命令は、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止することを目的として、そのための手段として発せられるものであり、配偶者暴力防止法においては、配偶者から暴力を受けた被害者の子どもは、被害者として位置付けられていない。

しかし、配偶者からの暴力については、直接の被害者ばかりでなく、その子どもも同時に被害者であるという基本的な認識に基づいて、子どもに対する支援体制を充実させる必要がある。

現在の状況

- 1 配偶者暴力防止法においては、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、次の条項に規定するものについては「被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族」に対して行うこととされています。
 - ・第3条第3項第3号「被害者の一時保護を行うこと」
 - ・同項第4号「被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。」
 - ・同項第6号「被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。」また、法第5条において、都道府県が婦人保護施設において保護を行うことができる被害者の範囲についても、同様となっています。
- 2 婦人相談所においては、法第3条第3項第3号及び同条第4項に基づき、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護(委託を含む。)を行っており、平成17年度は、4,438名の被害者に同伴し一時保護を行った家族4,483名のうち、99%を占める4,424名が児童となっています。
- 3 厚生労働省においては、平成16年度から婦人相談所一時保護所に同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置しているところであり、平成19年度予算において同伴児童の対応を行う指導員の雇上費や同伴児童の学習教材費等を要求しています。また、平成14年度から心理療法担当職員を配置する予算措置を行っており、被害者及び同伴児童の心理的ケアの充実を図っています。
- 4 さらに、被害者である母親が児童に対して虐待を行っている事実がある等母子分離の必要がある場合、その他児童の心理的ケアが必要な場合等、児童相談所と連携

し、適切な保護等の対応を図るほか、精神保健福祉センター、保健所において、被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健に関する相談支援を無料で行っています。また、精神保健福祉業務に従事する医師等を対象としたPTSD対策専門研修会において、配偶者からの暴力に関するカリキュラムを実施し、心のケア対策に関する資質の向上を図っています。

(厚生労働省)

配偶者暴力相談支援センター等関係

1 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持てないか

配偶者暴力防止法においては、一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされているところであり(法第3条第4項)、一時保護は、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターの業務としては位置付けられていない。しかし、相談を受けても一時保護につながらないと支援はしにくいこと等から、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、配偶者暴力防止法における一時保護或いは一時保護委託権限を持てるようにできないか。

現在の状況

被害者の支援を適切に実施するためには、一時保護のほか、その後の婦人保護施設等への施設入所その他の支援の必要性を総合的に判断し、かつ、適切な支援をコーディネートする必要があるとともに、その実施機関には、被害者の状況を把握し支援するための相談員、判定員、医師等の専門スタッフが不可欠です。現在、こうしたことが可能な機関としては婦人相談所以外にはなく、引き続き、一時保護又は一時保護委託権限については、婦人相談所が一元的に実施することが適切であると考えています。

なお、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターが、地方自治法に基づき都道府県と市町村との協議により、婦人相談所の一時保護権限の委任を受けることは可能であることから、その旨を関係自治体に周知してまいりたいと考えています。(厚生労働省)

2 婦人相談所の体制等

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、法律的

な問題を含む複雑な事例も増えてきている。婦人相談所が担う役割はますます重要になってきており、次のような点について検討する必要があるのではないか。

- ・売春防止法において都道府県のみ必置とされている婦人相談所について、大都市特例を適用するなど、婦人相談所のあり方の見直し
- ・婦人相談所一時保護等の職員配置基準の見直し
- ・婦人相談所で雇用する嘱託弁護士費用に対する国庫補助
- ・所要経費の拡充とともに、地域の実情に応じて工夫を凝らした取組が可能となるよう、諸基準の緩和や国の関与の軽減

現在の状況

厚生労働省においては、都道府県及び市の婦人相談員の配置に要する費用について「児童虐待・DV対策総合支援事業統合補助金」において予算措置しており、被害者の相談体制の充実を図っています。

婦人相談所を政令指定都市においても設置することに関しては、都道府県婦人相談所一時保護所の入所率等の現状に鑑みるとその必要性は低いものと考えており、今後とも都道府県婦人相談所の保護体制の充実により対応してまいりたいと考えています。（厚生労働省）

3 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

被害者の利便性を考慮すると、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす、より身近な施設が存在することが望ましいことから、平成16年の改正により、市町村においては当該市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるとされた（法第3条第2項）。平成18年11月現在で、配偶者暴力相談支援センターを設置している市は4市となっており、その設置は低調な状況である。財政的支援を含め、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援について検討する必要があるのではないか。

現在の状況

内閣府は、市町村の担当者を含め、配偶者暴力の被害者相談業務を担当する者を対象とする「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催や、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」の実施を通じて、被害者相談業務が充実するよう支援しています。（内閣府）

民間の団体に対する援助・連携関係

1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用促進を含む）

地方公共団体が行う民間の団体に対する財政的援助については、単年度ごとの特別交付税の算定化として行われているため、国庫補助金による措置など、安定的な財政基盤のもとに充実した事業展開ができるような環境について、整備できないか。また、民間団体を支援するスーパーバイズ体制の整備や民間団体におけるスタッフの養成に対する支援も講じていく必要があるのではないかと。

現在の状況

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、配偶者暴力防止法においても、国及び地方公共団体は、民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされています。
- 2 地方公共団体による民間シェルター^(注1)に対する財政支援^(注2)については、地方交付税法における特別の財政需要として、各年度の特別交付税の算定基準に盛り込まれている^(注3)ところです。（総務省）
- 3 加えて、内閣府は、配偶者暴力の被害者相談業務を担当する者を対象とする「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催や、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」の実施を通じて、被害者相談業務が充実するよう支援しています。（内閣府）

（注1）内閣府が把握している民間シェルター数は93（平成17年11月現在）

（注2）地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助（一時保護委託費を除く）は、13都道府県・71市町村から計1億115万5,420円（平成17年度）支出。

（注3）特別交付税の措置率は1/2（地方交付税の不交付団体は除く）

2 民間の団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、情報の共有化や合同研修の開催など、官と民がもっと積極的に連携協力の強化を図っていくことはできないか。

現在の状況

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間

団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況にきめ細かに対応するためには、民間団体と関係機関が適宜連携を取りながら対応することが必要です。配偶者暴力防止法においても、配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、民間の団体との連携に努めるものとされているところです。

- 2 特に、民間シェルター等のうち、厚生労働大臣が定める基準を満たす者については、一時保護委託が行われており、その際、委託した婦人相談所は委託先の民間シェルター等と被害者の支援について連携するとともに、通訳や心理療法担当職員の派遣等の支援を行っています。なお、一時保護委託に要する費用については国が2分の1を負担しています。

さらに、厚生労働省においては、都道府県が実施する民間団体を含む被害者支援に関する関係機関とのネットワーク事業や、民間団体の職員を含む、被害者に直接支援する職員に対する専門研修について補助するなど連携の強化を図っています。
(厚生労働省)

- 3 民間の団体との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援等の施策を効果的に実施する上で、重要であることは地方公共団体等にも周知を図っているところです。

加害者に対する対策関係

1 加害者更生

前回報告書

現在、幾つかの民間団体が、配偶者からの暴力の加害者を対象に集団プログラム等を実施しているが、公的な機関においてこのような取組は実施していない。

内閣府が平成14年度に実施した調査(「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」)によると、外国(イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカ)では、裁判所による法的な強制により加害者に何らかのプログラムを受講させており、保護観察を担当する機関が関与しているといった共通性が見られる。

諸外国と我が国を比べると、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面がある。今後は対象とする加害者、加害者に対する働きかけの内容、加害者が働きかけを受ける契機、被害者の安全確保、実施機関などについて、調査検討を更に進めていくことが必要である。

また、加害者が保護命令を受けたことなどによって自暴自棄となり、不測の事態を起こしたりしないようにする方策についても検討する必要がある。

現在の状況

- 1 配偶者からの暴力の加害者更生については、配偶者暴力防止法に基づき、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究を進めています。
- 2 内閣府においては、いわゆる「加害者更生プログラム」について、諸外国における実態や平成16年度(2004年度)に国内で実施した試行の結果を踏まえ、昨年度から、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討し、本年6月、その結果を「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」(平成18年6月)に取りまとめたところです。

同報告書においては、今後の加害者更生プログラムの在り方について、実施の枠組みや対象者が大きく異なる2つの方法を別々に検討しました。

- ・任意参加による実施...自発的な参加者を対象とする実施(現在、国内外の民間団体等により実施)について
 - 現時点において国が任意参加によるプログラムを直接・間接に実施するなどの本格的な関与を行う状況にない。調査研究は今後とも必要に応じ行われるべき。
 - 地方公共団体等における実施は各機関・団体の判断によるが、これまでの調査研究で明らかになった留意事項等を踏まえて実施されることが望まれる。
- ・義務付けによる実施...何らかの法的な「義務付け」を伴った実施(刑事手続の一環又はそれ以外の義務付け)(諸外国で実施)について
 - 任意参加による実施と比較して、参加者の確保、被害者の安全確保について有利な点があると考えられるが、加害者の思想・良心の自由等の基本的人権の制限という憲法上の問題の検討が必要となるほか、種々の法的あるいは実際上の問題が生じ得ることから慎重な検討が必要である。今後、実施の適否や実施する場合の具体的な在り方について、本格的な検討が行われることが望まれる。

なお、予防啓発プログラムなどの加害者更生プログラム以外の施策についても積極的に推進する必要がある。

- 3 今後も引き続き、配偶者からの暴力に関する加害者の更生のための指導の方法について調査検討を行ってまいりたいと考えています。

(内閣府)

2 その他の加害者に対する対策(予防啓発、退去命令後等)

- 1 配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・地域などにおいて、予防教育を推進する必要があるのではないかと考えています。

- 2 退去命令の発令によって結果として、行き場を失う加害者に対しては、必要に応じて福祉施設への入居を可能とするなど、柔軟な制度連携を図ることができないか。
- 3 被害者の保護の観点から、特に接近禁止の命令が発令された加害者に対しては、面接交渉に制限を加える等できないか。

現在の状況

- 1 暴力の発生を未然に防ぎ、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、予防啓発プログラムを開発することを目的に、内閣府では、平成18年度(2006年度)から調査研究を行っているところです。具体的には、地方公共団体(宮城県、京都府、岡山県)に調査研究を委嘱し、各地域の実情に合わせたプログラムの開発を行っています。(内閣府)
- 2 退去命令中の加害者に対して福祉施設を利用させることについては、福祉施設はそれぞれ利用のための要件が定められているため、加害者であることのみをもって福祉施設の利用を可能とすることは困難ですが、加害者がそれぞれの福祉施設の利用要件を満たしていれば利用させることは可能であると考えます。(厚生労働省)
- 3 また、面接交渉については、民法上明文の規定はありませんが、未成熟子が親と面接交渉の機会を持ち、親からの愛情を注がれることは、子の健全な成長、人格形成のために必要なことであること等から、面接交渉の実施により子の福祉が害される等の事情がない限り、子の監護について必要な事項(民法第766条第1項前段)として父母の協議で面接交渉について定めることが可能と解されており、父母の協議が調わない等の場合には、家庭裁判所がこれを定めるものとされています(同条第1項後段)。

したがって、配偶者の暴力等を理由に父母間に深刻な対立がある場合であって、

面接交渉を行うと、子が父母間の緊張関係の渦中に巻き込まれて精神的な動揺を受けるとおそれがあると認められる場合や、面接交渉を子の健全な成長、人格形成のために行うのではなく、もっぱら配偶者を支配する手段として使用するとおそれがあると認められる等の場合には、子の福祉の観点から、面接交渉は制限を受けるものと解されます。

このように、面接交渉については民法上明文の規定が設けられていないものの、その実施の可否については最終的に個別の家庭裁判所の裁量に委ねられて適切に判断されているところ、いわゆる配偶者からの暴力事案において過去に接近禁止命令が出されたこと等を理由に面接交渉を一律原則禁止することは、上記で述べた子の健全な成長、人格形成のために必要とされる面接交渉の趣旨に鑑み、相当でないと考えています。

なお、被害者の子への接近禁止命令(法第10条第2項)が出されている場合には、事実上、子への面接が制限されることにもなり得ますが、保護命令はあくまで

も被害者の生命・身体に危害が加えられることを防止するために発せられるものであって、保護命令自体の効力として面接交渉を制限することは困難です。（法務省）

3 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進（実務面・制度面、刑罰の多様化の検討との関係等）

DV罪の創設という難しい面も多いと思われるが、配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進として、広報啓発、職務関係者の研修といったことなども含めて検討することはできないか。

現在の状況

- 1 内閣府においては、配偶者暴力防止法の概要や法の施行状況、相談機関一覧等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成、地方公共団体に配布するとともに、ホームページにも掲載し、広く一般にも提供することにより、法及び相談機関の周知に努めています。また、テレビ、ラジオ、政府広報誌等様々な媒体を通じて、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施しているところです。（内閣府）
- 2 警察が、相談の受理等を通じて配偶者からの暴力事案を把握した場合には、まず加害者について、被害者の意思を踏まえた上で、刑法その他の法令違反に当たる場合には、それら法令を的確に適用して検挙することとしています。この場合において、被害者に対する意思確認は、検挙という措置を講じなければ起きるかも知れない危険性を説明した上で行い、場合によっては被害届の提出を促すこともあります。また、刑罰法令に触れない場合にも、以後の暴力を防止するため指導警告を行うなど、必要な措置を講じているところです。
また、この種事案の取扱いの徹底を図るため、部門を問わず、すべての警察官に対し、この種事案に関する理解が深められるよう、必要な教養を実施しているところです。（警察庁）
- 3 「DV罪の規定」が、配偶者に対する暴力について、暴行罪・傷害罪などの加重類型として、独立の罪とするべきではないかということであるならば、配偶者に対する暴力といっても、その動機、態様などは、比較的軽微なものから、いわゆる虐待に相当する悪質なものまで、事案によって様々であるところ、これらを一律に加重類型として規定することは、事案に応じた適切な解決が困難となり、妥当ではないと考えています。

現行刑法は、例えば傷害罪について15年以下の懲役刑を定めるなど、法定刑の幅が広く、配偶者に対する暴力についても、その実態を情状として考慮することにより、適切な科刑が可能であるものと考えています。（法務省）

関係法・制度間の連携関係

1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携

前報告書（その後の専門調査会での意見を追加（下線部分））

現在、主に使われている法律は、配偶者間であれば、配偶者暴力防止法（場合によっては、ストーカー規制法）、恋人等の配偶者以外であれば、ストーカー規制法、子どもに対するものであれば、児童福祉法及び児童虐待防止法、高齢者に対するものであれば、高齢者虐待防止法となっている。これらの法律が対象とする行為には類似性が見受けられるが、担当する機関や制度は異なっており、連携がとれているとは言い難い部分もある。

そのため、関係法律の役割分担を整理してゆくことが課題になっており、その中で、配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかを、特に、事実婚と恋人の概念が曖昧化している現状にも留意しつつ、更に議論することが必要になっている。

加えて、家庭内における暴力という括りの中で、配偶者間の暴力、子どもに対する暴力、高齢者に対する暴力をどのように位置付けていくかも課題となる。

現在の状況

- 1 配偶者からの暴力事案の加害者が、被害者及びその親族、支援者等を脅迫し、あるいは復縁等を求めてつきまといや連続電話を繰り返すなどの行為をしている場合、こうした加害者の行為については、その態様によっては、ストーカー規制法の適用対象となり、加害者に対し、同法に基づき、警告や禁止命令等の措置をとるほか検挙を行うことが可能な場合があります。警察庁においても、この種事案における同法の活用について、都道府県警察に対し通達を発出しているところです（平成16年1月6日付け警察庁丁生企発第2号）（警察庁）
- 2 配偶者からの暴力事案における同法の運用状況については、平成17年中、警告が26件（対前年比14件増）ストーカー行為罪での検挙が2件（対前年比2件増）となっており、今後も引き続き、この種事案における被害者等の保護のためのストーカー規制法の活用に取り組むことが必要です。（警察庁）
- 3 また、被害者の同伴児童については、直接暴力を受ける、また暴力を目撃するなどにより心理的に深刻な影響を受けており、一時保護期間中のケアのあり方等については、児童相談所と婦人相談所等との間で緊密な連携が必要であると考えています。

厚生労働省においては、被害者の保護・支援体制の充実を図るため、児童相談所

を含む関係機関とのネットワークの整備に要する費用について予算措置しており、さらに連携強化を図ってまいりたいと考えています。(厚生労働省)

4 なお、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)においては、養護者及び養介護施設従業者等による高齢者の虐待の防止及び養護者の支援を目的としており、このうち、養護者については、高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等で、配偶者も含まれます。

高齢者虐待防止法においては、高齢者が養護者から虐待を受けた場合、本人の届出や発見者の通報を受けて、市町村が、必要に応じて立入調査を行うなど事実を確認した上で、介護サービスその他必要な福祉サービスの提供、生命や身体にかかわる危険が大きいと判断した場合には老人福祉法に基づく福祉施設等への入所の措置等を実施することとしております。

例えば、高齢者虐待防止法の通報、届出等を通じて受け付けた事案に対して、配偶者暴力防止法上の手続や保護を活用する場合や、配偶者暴力防止法の相談等を通じて受け付けた事案に対して、高齢者虐待防止法を通じた支援を活用する場合も想定されますので、高齢者虐待防止法の施行状況を踏まえ、今後、必要に応じて、関係実施機関の連携について検討してまいりたいと考えています。(厚生労働省)

2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し

- 1 配偶者からの暴力を受けた被害者の中には、事実上婚姻関係が破綻しているにもかかわらず、加害者の不同意等により「法律上の婚姻関係が継続している」ことをもって、援助が円滑に十分に図られないケースが少なくない。ついては、児童扶養手当、母子寡婦福祉等の関係法令について、被害者保護の観点から見直しを図ることはできないか。
- 2 被害者の安全確保を図るためには、往々にして広域的な避難を要する場合があり、被害者が円滑に生活保護制度における扶助を受けられることができるよう、実施要領などの徹底及び制度の柔軟な適用が可能となるよう制度連携を図ることはできないか。

現在の状況

- 1 児童扶養手当や母子寡婦福祉制度については、離婚が成立していない場合においては、被害者であって配偶者による扶養が継続的に行われなことを客観的に証明することが困難なことから、「父が引き続き1年以上遺棄している」と同様の状態、すなわち、母が父から逃れ1年経過している場合に支給または適用しているところ です。

- 2 また、生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、稼働能力、他法他施策、その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に適用されるものであり、このような要件を満たす限り、困窮に至った原因を問わず、無差別平等に適用されるものです。これは、現に生活に困窮しているという状況のみに着目して保護を実施するものであり、過去の生活困窮に陥った原因の如何を問わず、またいかなる者にも優先的又は差別的な扱いを行わないこととしているため、被害者であることのみをもって生活保護を適用することは、適当でないと考えています。

(厚生労働省)

その他

1 研修の充実及び人材の養成

- 1 職務関係者に対する具体的な研修が不十分と感じる。国が養成のためのプログラムを作り、そのプログラムを受講した人でなければ被害者支援ができない等の施策を講じていくことも必要ではないか。
- 2 加害者更生プログラムのファシリテーターや予防啓発のための教育ができる人材、同行支援者、通訳等の人材の養成が必要ではないか。

現在の状況

- 1 配偶者暴力防止法において、「国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする」とされています。
- 2 内閣府においても、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場に関する理解を深め、かつ、二次的被害を防止する観点から、相談の手引きの作成・配布やホームページを通じた法律、制度等に関する情報提供を行うとともに、配偶者暴力の相談担当者等を対象とする支援セミナーの開催、弁護士や心理カウンセラー等からなるアドバイザー派遣事業の実施を通じて、地方公共団体の担当者等の職務関係者に対する研修に努めているところです。(内閣府)
- 3 警察庁においては、都道府県警察の担当者向けに、配偶者からの暴力事案に関する事務処理要領を作成・配付するとともに、全国担当課長会議等の幹部会議の場を通じて、担当者への指導教養や関係部門間の連携強化を徹底するよう指示しているほか、都道府県警察の担当者を対象として、被害者からの相談対応に必要なカウンセリング能力の修得を含む専門教養を実施するなど、この種事案への適切な対応を図るために必要な研修・啓発を行っているところです。また、各都道府県警察においても、担当者に対する各種専門教養を実施しているほか、警察官としての新規採

用時や、各階級昇任時などの機会を利用して、部門を問わず、すべての警察官において、この種事案に関する理解が深められるよう、必要な教養を実施しているところです。（警察庁）

- 4 法務省においては、職務関係者に対して次のような研修を実施しています。
 - ア 検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、女性に対する配慮等に関する講義を実施しています。
 - イ 矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者暴力防止法の趣旨等について、矯正研修所における新採用職員、幹部要員等を対象に行う研修において、人権問題に係る講義の中で説明し、周知しています。
 - ウ 新任の保護観察官全員に対して、保護観察官中等科研修において、「DV・児童虐待」についての講義を実施しています。
 - エ 法務局・地方法務局の人権擁護課長及びこれらに準ずる職員に対して、「法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修」において、配偶者暴力防止法についての講義を実施しています。
 - オ 人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を図ることを目的とした「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しています。（法務省）
- 5 裁判所においては、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識を深めることは重要であるとの認識のもと、裁判官に対しては、司法研修所において実施している各種研修・研究会において、配偶者暴力防止法の制度や手続、配偶者からの暴力事件の動向に関する講義を実施しており、裁判官以外の裁判所職員に対しても、裁判所職員総合研修所で実施している研修や各高・地裁レベルで行われている研修において、配偶者からの暴力に関する問題についての理解を深めたり裁判所を利用する国民に適切な対応ができるようにするための種々の研修や研究会を実施していると聞いています。

裁判所においては、今後も、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識をさらに深めることができるよう、必要な研修等を実施すべく努めていくものと承知しています。（法務省）
- 6 厚生労働省においては、婦人相談員などの直接被害者から相談を受ける職員が、配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者が対応する職員から二次的被害を受けることのないよう、都道府県における福祉事務所等の職員に対する専門研修の実施にかかる費用を補助するとともに、被害者等に対する効果的な支援を図るため、全国の婦人相談所や婦人相談所長等の研究協議会を開催しています。

また、民生委員の研修については、民生委員法第18条において、都道府県知事等が、民生委員の指導訓練に関する計画を樹立し、実施することとされています。

こうしたことから、都道府県等は、民生委員を対象に、福祉各法に基づく施策や地域福祉推進の理念、被害者を含め支援が必要な者のニーズを発見するための手法、社会的孤立や排除等の課題への対応方法など相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるための研修を実施し、その資質向上を図っているところであり、厚生労働省においても、こうした取り組みを支援すべく、都道府県等に対して国庫補助を行い、研修実施のための環境整備に努めています。（厚生労働省）

- 7 今後とも職務関係者等を対象とする研修のさらなる充実に努めてまいりたいと考えています。

2 広報の充実

- 1 一般の日本に住んでいる被害者になりやすい人に対する広報活動が足りないのではないか。
- 2 広報については、その目的に応じた対象や方法を選び、その効果についても事後評価すべきではないか。

現在の状況

- 1 内閣府においては、配偶者暴力防止法の概要や法の施行状況、相談機関一覧等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成、地方公共団体に配布するとともに、ホームページにも掲載することにより、広く一般にも提供しているところです。また、平成17年度には、外国人被害者や障害のある被害者の利用に資するよう、外国語パンフレット（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ハングル語、中国語、ポルトガル語の計7カ国語）及び点字パンフレットの作成・配布、及びホームページへの掲載を行っています。また、テレビ、ラジオ、政府広報誌等様々な媒体を通じて、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施しているところです。
- 2 また、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会意識の啓発など、女性に対する暴力に関する取組を一層強化することとしており、毎年11月12日から25日までの2週間、女性に対する暴力をなくす運動を実施しております。内閣府では、本期間中に、運動の一環として「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催しており、ホームページ、チラシ等を通じて、職務関係者のみでなく、広く一般の参加を募っているところです。
- 3 なお、職務関係者への情報提供としては、相談の手引きの作成・配布や、ホームページを通じて配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法律・制度等に関する情報提供を行っています。

（内閣府）

3 売春防止法と配偶者暴力防止対策の関係の整理

全体を見直すことは難しいとは思いますが、婦人相談所が売春防止法に基づく機関であることも踏まえ、婦人相談所の機能をどう考えるかというとき、実際に果たしている機能と本来果たすべき機能についてみていく必要がある。

現在の状況

- 1 昭和31年制定の売春防止法において、都道府県は婦人相談所を設置し、婦人相談所は、性行又は環境から照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、相談、調査、判定、指導、一時保護を行うこととされています。
- 2 婦人相談所は、今日、売春形態の多様化、潜在化の中で、年間約2000件の一時保護を行うなど要保護女子の保護更生の中心的な役割を果たしており、また、その一方で、以前から夫等からの暴力被害女性の相談・援助について公的機関として大きな役割を果たしてきた経過がありました。このような婦人相談所が果たしてきた役割を踏まえ、平成13年の配偶者暴力防止法の制定の際に、従来の機能を存置したまま、「配偶者暴力相談支援センター」として法的根拠を明確に付与され、その機能強化が図られたものです。

（厚生労働省）

4 被害者としての子どもの位置付け及び子どもに対する影響（長期的な影響を含む）

前回報告書（その後の専門調査会での意見を追加（下線部分））

子どもの位置付け

現在、親から子どもに対する暴力については、児童福祉法、児童虐待防止法により対処しているところである。配偶者からの暴力と子どもに対する暴力は密接に絡んでいる。配偶者に対して暴力を振るう加害者の中には子どもに対しても暴力を振るう者もいる。また、配偶者からの暴力を受けた被害者の中にも、子どもに対して暴力を振るう者もいる。

このように様々な場合がある中で、子どもをどう位置付けるかということが問題となる。子どもの権利尊重との絡みもあり、子どもとその母親の保護を、どのような契機により、どのような手続で実施するか、子どもが成人するに至ってからの長期的な影響も含めて、配偶者からの暴力により子どもがどのような影響を受けるの

かについても、配偶者の暴力は、被害者だけでなく、家族全体に深刻な影響を与え
るということを認識しつつ、更に検討する必要がある。

現在の状況

「被害者の保護・自立支援関係」の「6 子どもに対する支援体制の充実」を
参考のこと。